

CA解除作業運用変更のお知らせ

2/13/2024

<お客様各位>

平素より弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

弊社では、現在CA解除作業を船卸し後に行っておりますが、2024年3月1日以降入港本船より日本揚げ CA コンテナ搬出前の CA 解除作業をお客様にてご手配頂きますようお願い申し上げます。

一般的にCAコンテナ内は低酸素・高二酸化炭素環境下に制御されております。この環境下で貨物の荷降ろしを実施した場合、失神昏倒、呼吸停止など命に関わる事態を引き起こします。よって、お客様にて CA 環境の解除を進める場合は、酸素濃度計をご用意のうえ、コンテナ内の酸素濃度をご確認後、解除および荷降ろしを実施下さい。なお、CA コンテナ解除作業中に発生した一切の事故や怪我などの責任を弊社では負いかねますことをあらかじめご了承下さい。

一方、植物検疫対象貨の場合、ターミナル事業従事者の安全確保のため、各ターミナル 植物検疫担当者に直接 CA 解除をご依頼ください。CA 解除費用に関しては植物検疫費用と共にターミナルよりご請求させていただきます。

ただし、植物検疫対象貨にもかかわらず CA 解除のご依頼がターミナルにない場合も、ターミナル事業従事者の安全確保、及び迅速な植物検疫のため、CA 解除を実施し、CA 解除費用については上述の通り、植物検疫費用と共にターミナルよりご請求させて頂くことご了承ください。

植物検疫貨以外で CA 解除をご要望の場合は、直接、ターミナルにご連絡下さい。また、CA 解除費用に関しては植物検疫を依頼しているターミナルに直接お問合せ下さい。

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当またはカスタマーサービスまでお問い合わせ下さい。

以上

Hapag-Lloyd (Japan) KK
as agent of Hapag-Lloyd AG